

一般社団法人 日本女性栄養・代謝学会 役員選任規程

(目的) 第1条 この法人(以下本会という)の役員(理事、監事)および評議員の選任は、定款に基づき本規程に従うものとする。

(定義) 第2条 理事は、正会員により、正会員の中から候補者を選出し総会において選任される。監事は新理事就任予定者により社員の中から候補者を推薦し、総会において選任される。

(選挙管理委員会)

第3条 理事候補者および監事候補者の選挙は選挙管理委員会がその事務を管理する。

2 選挙管理委員会は理事会によって委嘱された正会員若干名をもって構成し、互選により委員長を選出する。(当初は産婦人科医師が中心だが、将来的には領域別の会員人数により比率の変更が必要)

3 選挙管理委員会は、次の事務を行う。(1)選挙に関する告知 (2)立候補の届出の受理 (3)立候補者の告知 (4)投票の管理及び開票 (5)候補者別得票数の確定 (6)本会理事長への選挙結果の報告 (7)選挙結果の公示 (8)その他役員候補者の選挙事務の管理に必要な事項

(理事候補者被選挙権)

第4条 理事候補者となり得る者は次の基準を満たすものとする。

2 引き続き5年以上本会の正会員であり、選挙の年の7月1日の時点で満71歳を超えないものとする。

ただし、理事長または前任理事の推薦がある場合には、上記会員歴は問わない。

3 名誉会員は理事候補者となることはできない。

(理事候補者選挙権者)

第5条 理事候補者の選挙権は、選挙の年の3月末までに会費を完納した正会員が有する。

(理事候補者選出方法)

第6条 理事候補者の定数は、選挙の前年末の分野ごとの会費完納会員数に基づいて理事会で決定する。

2 選挙管理委員会は、選挙の行われる年の5月31日までに選挙に関する公示を行う。

3 正会員の中で、理事候補者となろうとする者は定められた期日までに、所定の用紙をもって選挙管理委員会に届け出るものとする。

4 選挙管理委員会は、候補者名簿、有権者名簿、選出すべき理事数および投票方法を正会員に告知する。

5 開票は、予め定められた日時に予め定められた場所において行う。

6 投票方法は定数の不完全制限連記、無記名とし、それぞれの領域ごとに得票多数を得たものより順次、当選者とし、得票数同数であるときは年長の者を当選者とする。

7 理事候補者の立候補者数が定数と同数であるとき、または定数未満であるときは、正会員による投票を省略することができる。ただし、候補者は社員総会の承認を得なければならない。

(監事候補者被選挙権者)

第7条 監事候補者は、新理事就任予定者により社員の中から推薦されたものとする。

2 名誉会員は監事候補者になることはできない。

(監事の選出方法)

第8条 監事は、監事候補者の中から、社員総会の決議により選任される。

- 2 選挙管理委員会は、選挙の行われる年の6月30日までに監事の選挙に関する公示を行う。
- 3 候補者の推薦は定められた期日までに、所定の方法で選挙管理委員会に届け出るものとする。
(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会に報告する。

(付則)

本規定は平成30年8月31日より施行する。

平成31年4月20日 改定 同日施行

令和4年1月7日 改定 同日施行